

総合口座取引追加規定

1. 総合口座定期預金・担保明細帳（以下、「明細帳」という。）には京銀ファミリー総合口座の定期預金・担保明細を記載します。
2. 総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、京銀ファミリー総合口座通帳のほか、「明細帳」を含むものとします。
3. 総合口座取引の定期預金を解約・書替継続するときは、「明細帳」を提出してください。また、普通預金口座を解約する場合には、京銀ファミリー総合口座通帳のほか「明細帳」も持参してください。
4. 下記条件に該当する場合、定期預金の口座を閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。
 - (1) 口座残高がゼロであること
 - (2) 最終取引日から 1 年経過していること
5. この追加規定は、総合口座取引規定（以下、「原規定」といいます。）と一体として取扱われるものとし、この追加規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

以上

2020 年 3 月 16 日現在